

(近代消防99年1月号)

自治体消防半世紀の歩みと

今後の展望(前篇)

自治省消防庁
危険物規制課長

小林 恭一

(e-mail: kobayashi-k@mha.go.jp)

はじめに

火災学会誌で自治体消防発足50周年記念の特集記事を組むに際し、消防行政の半世紀の歩みをレビューするとともに今後の展望についても触れた論文をまとめることを依頼された。私が消防行政に携わって20年にもならないのに、消防の半世紀を語ることはおこがましいのではないか、とも思ったが、消防庁で消防行政に携わっている者の中では最古参の一人になりつつあるので、この機会に、各種記録をひっきり返したり、諸先輩から伺った話を整理したりして、私なりに消防行政の歴史

を整理してみることにした。

幸いこの時書いた拙稿は好評で、様々な方から消防の一般誌にも載せたらどうか、と勧められていたが、このたび「近代消防社」から依頼されたので、火災学会誌掲載版を多少見直した上で、本誌に掲載することとした。なにぶんにも個人的に資料に頼って書いているので、当時の状況を十分に把握できていない点、事実と違う点など多々あるうと思うが、ご容赦頂くとともに、後日ご指摘頂ければ幸いである。

1 自治体消防の黎明期

1・1 戦後の混乱の時代

昭和20年の敗戦後しばらくの間、我が国の政治・経済・社会のシステムは正常な機能を果たしていなかったが、自然災害や火災発生の潜在的な可能性はそのような事情があるからと言って減少するわけではなく、かえって消防や防災のシステムが正常に機能していない分だけ発災時の被害が拡大するようになった。南海地震(昭和21年12月、死者1,432人)や福井地震(昭和23年6月、死者・行方不明者3,858人)はそのような中で起きた大震災であるし、焼損棟数が数百棟・数千棟に及ぶ大火(焼損面積33千㎡以上の火災)も昭和21年には4回、昭和22年には5回も発生している(1)。

その当時の消防体制は警察行政の一部とされており、内務省警保局警備課のもとに、官設消防、警防団、常備消防の3つの組織で担われていた。

「官設消防」は、東京の警視庁と府県警察部に属し、昭和21年12月現在で13都道府県の36都市に設けられた要員2万人余りの組織であり、「警防団」は戦時に警察の補助機関として水防、消防、防空などの業務を行うために全国的に整備された団員211万人余(昭和21年11月現在)の組織である。

また「常備消防」は戦時空襲の激化に伴い警防団員の中で常勤化されたもので、官設消防の設置されていない259市町に設けられ、昭和21年12月現在5千人余りの要員を擁していた(2)。

いずれも、戦後の混乱で実人員は公称を大幅に下回っていたようである。

1・2 自治体消防制度の発足

(1) 消防制度の改革の動きとGHQの果たした役割

連合軍総司令部(GHQ)は、軍国主義を廃し日本の民主化を進めるため諸制度の改革を推進し、その一環として消防制度の改革の検討も行われた。従って消防制度の改革は、必ずしも火災などの災害による被害を軽減することを主たる目的として検討されたものではなく、強大であった戦前の警察組織を解体し、警察の権限を出来るだけ縮小するための対策の一つとして実施されたのである。



自治体消防の誕生

その意味では、消防制度の改革は警察制度の民主化の副産物とでもいうべきものであったのだが、この改革は戦前から消防に専門的に携わってきた人たちに歓迎すべきものとして受け取られたようである。また、GHQ首脳部の意向はともかく、実際に日本の新たな消防制度の骨格造りに指導的な役割を果たした担当官達は、これらの日本の消防人達と協力して、「如何にして火災による被害を少なくするか」という視点から極めて真摯に取り組んだということ、この辺りの事情は、日本消防百年史などの様々な文献に懐古

的に述べられていることからうかがうことが出来る。

(2) 消防組織法の成立

このような中で、昭和22年12月に消防組織法が成立し、翌23年3月7日から施行されることとなった。

この制定消防組織法では、市町村の消防責任を明確にするとともに（第6条）、国の組織として国家公安委員会のもとに国家消防庁を置く（第2条）一方、市町村の消防は国家消防庁の運営管理又は行政管理に服することはない（第19条）として、自治体消防の独立を明確にする構成となっている。このような構成は、消防を警察から独立させようというGHQの方針の一方で消防が警察制度の一部をなす国家公安委員会のもとに置かれることになったことから来ているものと思われるが、消防庁が自治省のもとに置かれることになった以外は、現行消防組織法に引き継がれている。

一方、第4条の国家消防庁の所掌事務を見ると、現行法では25項目であるのにもかかわらず10項目であり、市街地大火が消防の最大の課題であることなどを踏まえて市街地の等級化に関する事項を第一に持ってきていること、国の役割をあくまでも市町村消防のアシストに限定しようとしていることなどが注目される。

なお、自治体消防の発足に合わせ、全国的な組織として昭和23年1月には

（財）日本消防協会が、昭和24年5月には全国都市消防長連絡協議会（昭和36年5月、全国消防長会と改称）が設立され、昭和25年3月には消防議員連盟が設立されて、以後、それぞれの立場から自治体消防の発展に寄与していくこととなる。

(3) 国家消防庁の組織

この制定消防組織法に基づいて設置された国家消防庁の最初の組織は、管理局と消防研究所の二本立てであった。管理局は現在の消防庁の本庁に当たるが、総務課の他には教養課とその下に置かれた消防講習所（現在の消防大学校の前身）しかなく、要員も46人で、消防官や消防指導者の教育と消防統計などを行うことになっていた。

これに対して、消防研究所には書記室、技術課、査察課の3課があり、要員87人で、消防に関する試験研究のほか、当時の消防の最大の課題であった市街地の等級化、消防法規の研究、消防準則に基づく査察、消防設備等の規格検定などを所管していた。消防研究所が現在の消防庁の予防課、消防課などの仕事や日本消防検定協会の仕事も行っていたわけである（3）。

このような仕組みは、実際の消防業務は市町村に任せる一方、国は研究所を中心として消防に関する知識や技術を集約し、一種の情報センターとして市町村消防をサポートしようとするシステムであると考えられ、自治体消防の

一つの究極の形を追求したものとしてみれば興味深い。

1・3 消防法の制定

議員立法により消防法が制定されたのは昭和23年7月のことである。この法律の最大の特徴は「火災予防」を消防の役割の中心に据えたことであろう。

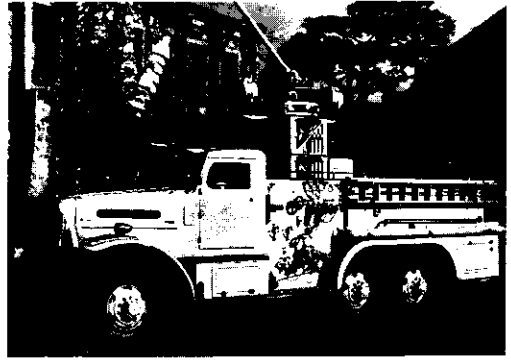
制定消防法の構成を見ると、第1章（総則）の次に「火災の予防（第2章）」を置き、以下「危険物」、「消火の設備」、「火災の警戒」、「消火の活動」、「火災の調査」と続いている。このような構成は、火災現象を時系列で捉えて並べたものではあるが、火災予防系の項目を第2章から第5章まで4章に渡って記述していること自体が戦前の「火消し消防」の時代から考えると隔世の感があったようで、当時の消防人からは驚きと賛意を持って迎えられている（2）。

特に、火災予防にかかる措置命令権（第3条、第5条）、立ち入り検査権（第4条）、建築同意権（第7条）、火災原因調査権（第34条）などは、消防長等に大きな権限を与えるもので、新しい消防制度の象徴とも言えるものであった。

建築同意の考え方は、当時のGHQの強い意向で規定されたものであるが、建築物の許認可に関して火災予防の立場から消防長等に与えられた無制限の権限は、その運用に問題もあつたようで、早くも昭和25年には現行法と同様



昭和25年4月13日 熱海市大火



終戦直後に生産された放水塔付消防自動車

の「ただし書き」が付加されている。

1・4 「科学消防」の追求

黎明期の自治体消防をキーワードで表すとすれば1・3で述べた「予防消防」（火災予防中心主義）と「科学消防」（科学的な方法による消防・防災体制の整備）ということになるのではないか（4）。

前述のように、中核に消防研究所を置いた当時の国家消防庁の構成は、これからの消防が、科学的なアプローチによって火災を減らし、火災による被害を減らすという戦略に立つべきであるとの思想の表明に見える。また、国家消防庁の業務の第一に位置づけられた「市街地等級」の考え方は、市町村の木造建築物の状況や気象条件、通報・消防体制などをパラメーターとして潜在的な火災危険の度合を都市の等級という形で決定し、それに従って消防力を整備するとともに市街地の不燃化の推進に寄与することを意図したもので（5）、まさに「科学的」アプローチの典型ともいえるべきものであろう。

市町村長に消防統計報告の義務を課すとともにその様式を統一したこと（制定消防組織法第22条）、消防長又は消防署長の火災原因調査を重視していること（制定消防法第7章）なども、火災の原因と被害を科学的に分析することにより、火災予防を徹底して火災による被害を軽減していこうとする思想の表れであると考えられる。

（近代消防99年1月号）

また、建築物に設置する消火設備や消防車両などの科学技術によって火災による被害を軽減しようとする考え方が強かったことは、消防の用に供する機械器具等の検定制度が当初から国家消防庁の業務の中に取り入れられていることでも窺い知ることが出来る。

このように、現在では当たり前のようになってしまう考え方が、GHQからもたらされた新生消防の基本理念として、新鮮な驚きをもって実践されているのがこの当時の消防の大きな特徴である。

2 市街地大火の続発と消防力の強化

2・1 相次ぐ市街地大火

昭和20年代から30年代にかけて、消防の最大の課題は市街地大火の続発にあった。

当時の市街地構造は木造建築物中心であり、消防力も貧弱なものであったから、市街地大火にまで拡大してしまふ例が多かったのは不思議ではない。このような事態に対処するため、市街地構造の耐火・不燃構造化と消防力の強化が国策として推進されることとなった。

(1) 市街地の不燃化の推進

戦前の市街地構造を規定していたのは、大正8年に制定された都市計画法と市街地建築物法であったが、戦争中

は凍結状態にされていた。戦後の市街地大火の頻発に鑑み、昭和23年に「臨時建築物防火規則（建設省令）」が図られたが、当時の経済状況を反映したもので十分とは言いがたかった。

昭和25年5月、特定の市街地に適用されていた市街地建築物法は、全国に適用される建築基準法として新たに衣替えし、都市計画法とリンクした防火地域、準防火地域の制度や、特定行政庁が指定する地域の建築物の屋根・外壁の不燃化促進の制度などを導入するなど市街地大火防止を強く企図したものであった。

昭和25年には衆議院で大火撲滅を図る「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」がなされ、昭和27年には、この決議に基づき「耐火建築促進法」が制定された。この法律は、都市計画区域内の防火地域内に防火建築帯を指定し、その中で耐火建築物を建築しようとする者に対して資金を援助する一種の誘導法であったが、以後、土地の高度利用や環境改善のニーズの高まりなどに合わせて昭和36年に「防災建築街区造成法」へと姿を変え、さらに昭和44年に「都市再開発法」へと脱皮して、そのたびに防火法制としての色あいを薄めていくことになる。

(2) 消防体制の強化

自治体消防発足当初の昭和24年の全国消防体制は、消防本部数200余



消防研究所、消防大学校、消防検定協会
(写真は昭和30年代後半)

(現在の14)、消防職員数21千人(現在の17)であり、消防団員数こそ208万余人と多かったが、消防ポンプ自動車は9千台弱(現在の13)しかなく、小型動力ポンプ(現在33千基)に相当する消防団の主力装備は腕用ポンプや手引動力ポンプという貧弱なものであった。

当 faced、この消防力の強化、特に機械化の促進が急がれ、昭和24年には「常備消防力の基準」が、昭和27年には「消防団の設備及び運営の基準」が示されたが、その当時は国も市町村も財政力は最悪で、その整備はなかなか進まなかった(2)。

消防組織法では、消防費用にかかる市町村負担の原則(第8条)を定める一方、補助金については法律で定めることとされていた(第25条)が、当初

はその法律が定められず、国の補助金は全くないという状態であった。

この窮状に、ようやく昭和27年6月、衆議院で「速やかに水利、消防機械器具等の整備を図るため、高率の補助並びに大巾の起債を確保すること」などを内容とする「消防強化に関する決議」がなされ、この決議に依って昭和28年には宿願の「消防施設強化促進法」が制定されて現在の補助制度が確立することとなった。

3 消防制度の大改正

3・1 日本型消防制度の模索

GHQの指導で予消防、科学消防を旗印に出発した自治体消防であったが、その合理的、科学的な方法論には感心しつつも、アメリカのシステムや保険制度を直訳したような考え方が日本の社会システムにはどうしても合わない点も次第に明らかになってきた。

昭和26年にサンフランシスコ講和条約が結ばれ、GHQの存在が直接消防行政に与える影響がなくなると、それを待っていたかのように、予消防中心主義に対する批判なども消防界内部で起こってきたりして(6)、昭和20年代の後半になると、より日本の実状にあった消防制度の構築が真剣に検討されるようになった。

3・2 国の組織の変遷

昭和27年に消防組織法が改正され、

行政機構改革の視点から「国家消防庁」が「国家消防本部」と改称されたが、この際には制定時の基本スキームに変更はなかった。

昭和32年には、閣議決定により政府に消防審議会が設置され(第1回は首相官邸で開催された)、消防制度の改善強化について諮問された。同年10月に出された「消防制度改正に関する答申」を受けて、昭和34年には消防組織法が改正され、国家消防本部に消防審議会が附置されるとともに、消防講習所が消防大学校と改称されて国家消防本部に附置されることとなった。

制定時に国家消防庁の中核的な位置づけを受けていた消防研究所は、この改正で「国家消防本部に附置する」とされて消防審議会や消防大学校と同様の位置づけとされるとともに、「消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行い、並びに消防の用に供する設備、機械器具及び資材について検定を実施する。(第4条の2)」と業務範囲を限定され、技術行政的業務は国家消防本部各課に移されることとなった。消防研究所を消防に関する知識や技術の情報センターとして市町村消防のサポート体制の中核としようとする制定消防組織法の理念は、この改正で大きな変更を強いられることになった。なお、この時消防研究所の業務として残された消防用設備等の検定業務についても、昭和39年1月の日本消防検定協

会の設立に伴い同協会に事実上移され、以後消防研究所は消防に関する研究のみにその業務が限定されて今日に至っている(3)。

また、この答申で「国家消防本部の機構を整備拡充して、これを消防庁とする」とされたことも、後の改正の伏線となった。

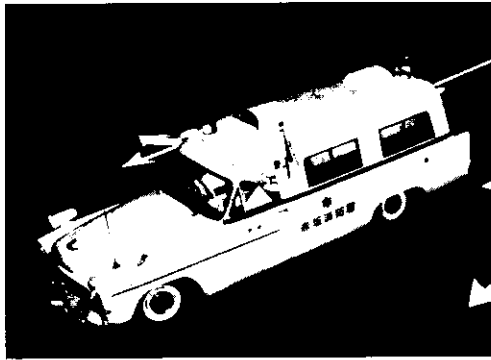
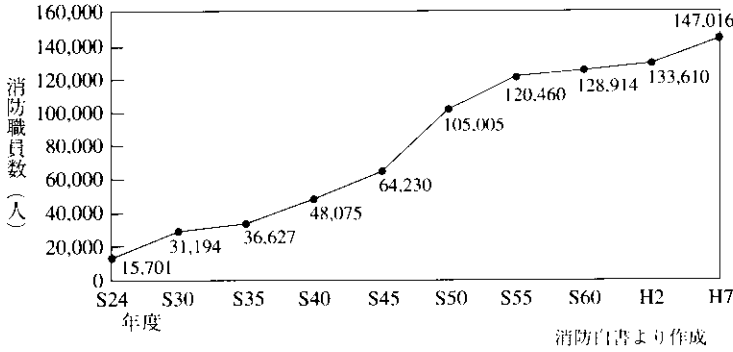
当時、国家消防本部が国家公安委員会のもとに置かれるという組織は、国家行政組織上極めて特殊なもので問題があるという議論がなされ、一方、市町村の消防力の充実強化を図るためには市町村の消防財源の充実を図ることが重要であり、消防行政が一般行政と関連するところが多いことなどもあって、消防行政が地方行政を担う組織と関係の深い独立した組織とする必要があるとの議論もなされていた(5)。

こうして、昭和35年に行政機構の改革に伴い自治庁設置法が改正されて「自治省」が設置されると、国家消防本部は「消防庁」として自治省の外局に置かれることになったのである。

3・3 危険物規制と消防設備規制の充実強化

制定消防法で、第3章「危険物」、第4章「消火の設備」の条文が設けられ、危険物を取り扱う施設や建築物に対し、消防法で一定の安全対策を義務づけるようになったことは、画期的な出来事として当時の消防人に評価されるところであるが、制度が実際に運用

表1 消防車両の推移



救急車 (昭和30年代後半から40年代)

されるようになると、不都合な面も目立つようになった。
前述の昭和32年の消防審議会の答申ではこの点にも言及しており、技術上の基準等が市町村の条例に委ねられているため、

a 危険物取締条例や火災予防条例の未制定の市町村が相当あって取り締まりが野放しになっている地域が多いこと、
b 条例を制定していても条例に規

定すべき内容に相当程度の高い技術的な要素を含んでいるため町村の能力では処理しきれない点があること
等により市町村間で大きな格差が生じ、住民の安全の点で問題があり、産業界からも強い不満が出ているため、市町村個々の条例に任せずに法令で直接規定すべきであるとしている(7)。
この答申を受けて、国家消防本部では、危険物規制について、経済界の無用な混乱を避けるため、従来の市町村条例による規制内容の線をあまり崩さないように配慮しながら、消防法第3章の抜本的な改正とこれに基づく政令及び総理府令(現自治省令)の制定のための作業を行った。この結果、昭和34年4月に改正消防法が交付され、同

年9月に施行された。これにより、危険物規制は本来的に国の統一的な規制事務とされ、その執行を機関委任事務として市町村等に委任する現在のスキームに改められたのである(8)。

また、消防設備規制についても、昭和35年7月に消防法が改正され、従来市町村条例で定めることとされていた消防用設備等の技術基準を政令で定めることとされた(第17条)。これにより、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて必要な消防用設備等の設置が全国統一的に義務づけられることとなり、同時に改正された防火管理者制度(第8条)とともに、建築物等の防火対策にかかる現行消防法の基本スキームがハード、ソフト両面で出揃うこととなった。

3・4 「消防力の基準」の制定

消防組織法では市町村の消防責任を定めているが(第6条)、全国的に一定水準以上の消防力が整備される必要があるため、昭和36年8月、「消防力の基準」が消防庁長官から告示された。前述のとおり、昭和24年には「常設消防力の設置基準」が、昭和27年には「消防団の設備及び運営基準」が定められていたが、前者は占領下に定められたため我が国の火災の実状に沿わない面が多く、また両基準はそれぞれ独立していて両者の総合的な消防力を示すことが出来ないなどの問題点があったため、消防庁長官は昭和35年2月に

(近代消防99年1月号)

消防審議会に対し「市町村の消防に必要な人員・施設の基準について」諮問した。「消防力の基準」は同年8月の同審議会の答申を踏まえて定められたものである。

この基準は、市街地大火の防止を主たる目的とし、市街地の木造建築物から出火した火災が他の建築物に延焼しないうちに消火するため、出火から8分以内に消火に着手することを目標としたものであったが、その後、ビル火災の続発や、高層建築物の急増などに伴い、数次の改正を経て現在に至っている(6)。

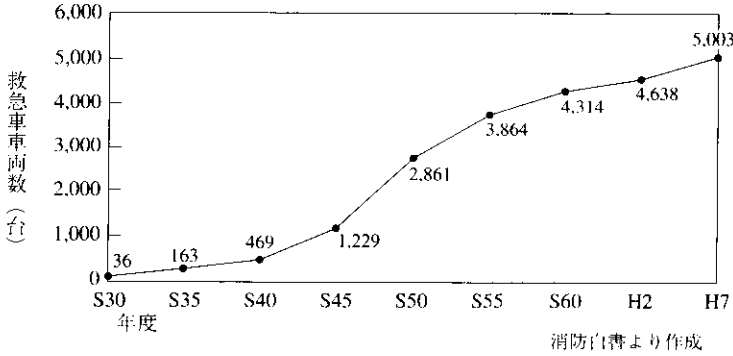
市町村消防の消防力は、この消防力の基準が制定されたことと、消防庁が自治省の外局となって消防補助制度などの消防財政基盤が安定したことなどから、以後急速に整備されることとなる(表1)。

3・5 救急制度の確立

消防組織法においても消防法においても、当初、救急業務については何ら規定されていなかったが、自治体消防制度の発足を契機として事実上救急業務を実施する市町村が増えてきた。昭和25年には23市町であったが、昭和31年には55市町が、昭和35年には187市町村(うち消防機関が行っているのは105市町村)が救急業務を実施するようになった。

しかしながら、市町村が救急業務を実施する法的根拠が薄弱であったため、

表2 救急車両数の推移



昭和36年10月、消防庁長官から消防審議会に「消防機関の行う救急業務について」諮問を行い、翌昭和37年5月に、人口10万人以上の市町村は救急業務を実施しなければならぬことなどを内容とする答申を受けた。

この答申を受け、昭和38年4月には消防法が改正されて救急業務が正式に消防機関の業務として位置づけられ、翌昭和39年4月から施行された。

改正消防法施行時の救急義務市町村

の数は105市町村であったが、その後、モータリゼーションの進展に伴う交通事故の激増や地域社会の変質、医療事情の変化など、社会情勢の推移に合わせて昭和40年代の半ばに救急義務市町村の人口を順次切り下げることとなり、このため救急業務を実施する市町村が急激に増え、救急搬送件数も急増して、消防機関の主要な業務に成長していくこととなる(表2)(2)。

3・6 消防の広域化の必要性と組合

消防

危険物規制や消防設備規制等の強化、救急制度の確立など、消防機関の行う業務が拡大し、一方、石油コンビナートなど巨大災害の可能性のある施設の出現や昭和34年9月の伊勢湾台風(死者・行方不明者5,098人)などの広域にわたる大災害の経験を踏まえて災害対策基本法が制定(昭和36年11月)され、大きな災害が発生した場合の消防機関の役割と責任が明確になってくると、小さい市町村では消防に求められる全ての業務を完全に実施することが困難と考えられるものも出てきた。

このため、昭和30年代の後半から昭和40年代の前半にかけて、市町村消防制度のあり方や消防の広域化について、都道府県消防制度の可否なども含めて様々な議論がなされた(9)。

広域行政の推進については、消防以外の業務についても必要性が認識されてきており、昭和44年5月に自治省か

ら「昭和44年度広域市町村圏振興整備措置要綱」が示されたが、この中で消防については協議会方式又は一部事務組合方式により広域運営すべきものとされていた。

消防庁においても、昭和46年6月、消防常備化の政令指定方式の全面改正を行うとともに、広域市町村圏の設定に伴い、その圏域事業の一環として2以上の市町村が消防の一部事務組合を設置する場合は、優先的に消防常備化の政令指定対象とすることとなった。

これらの結果、消防の常備化が推進されるとともに、その方法として一部事務組合方式が積極的に導入されるようになり、昭和43年4月現在では消防本部数700のうち消防組合数は9であったのが、平成9年4月現在では消防本部数923のうち消防組合数471と過半数を超えるに至っている(2)。

3・7 市街地の等級化の位置づけの変化

科学的アプローチの典型とも言える「市街地の等級化」については、消防組織法制定時に米国火災保険協会の都市等級基準に多少の修正を加えた基準が定められて運用されたが、昭和27年により日本の事情に合った基準に改定された。その後も消防研究所等において、さらに精緻で日本の実状に合った都市等級決定理論が研究され、昭和44年3月に「消防に関する都市等級要綱」が告示されて、「市街地の等級

化」に関する理論の一つのピークに到達している。

しかしながら、市街地の等級化の考え方は、その市町村に与えられた等級が管内の建築物の火災保険料率とリンクするシステムであるからこそ市街地の不燃化の推進や消防力の強化の動機づけとして有効に機能するのに、日本では火災保険料率との連携がなく、国の財政措置などの諸施策との直接的な連動もなかったため、当初期待していたような効果を上げることが出来なかった(5)。一方、市街地大火が昭和30年代に入って以降急速に減少してきたこと、昭和35年に消防力の基準が制定されたことなどもあり、昭和42年の消防組織法改正の際に、国の業務の中における市街地の等級化の業務の順位が第一から第二に下がり、その後、昭和44年の都市等級要綱の告示を花道として「市街地の等級化」の理念は消防行政の表舞台から事実上消えてしまうのである。

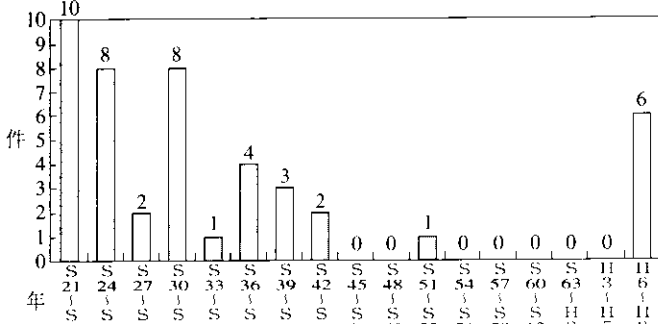
3・8 火災傾向の変化と消防制度

昭和20年代に続発した市街地大火は、昭和30年代になるとようやく減少してきた(表3)。その理由は、都市構造が次第に大火になりにくいものになってきたことと、消防力が整備されたこととである。しかしながら、各都市の実態を見ると、木造建築物の外殻をモルタルで被覆して、一定時間延焼を防ぐ「防火造」建築物が主体であり、その

(近代消防99年1月号)

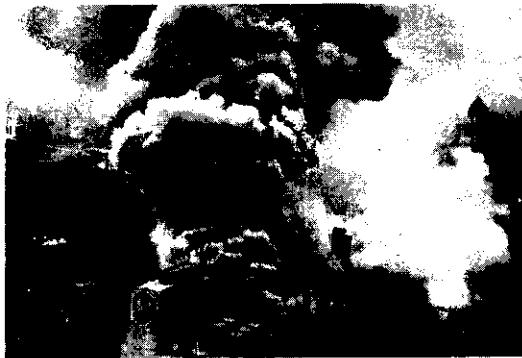
自治体消防半世紀の歩みと今後の展望 (前篇)

表3 市街地大火件数



建物の焼失面積が3万3千㎡以上の火災（工場火災を除く） 消防白書より作成

間に消防隊が到着して消火する、というコンセプトで市街地大火に発展することを防いでいるに過ぎなかった。このコンセプトは、当時の日本の経済力を考えるとやむを得ない面があったが、消防力が強化されるに従ってそれなりに成果を上げたため、昭和20年代に盛んであった都市構造の抜本的な耐久・不燃化の促進の動きは下火になり、その後の経済発展にもかかわらず、日本の都市構造は「木造モルタル造の密集市街地」という防火上脆弱で都市美観上も貧弱なレベルを現在に至るま



東京宝塚劇場火災 (昭和33年)

で保持し続け、阪神・淡路大震災でその弱点を突かれることになるのである。市街地大火に替わって消防の主要なターゲットとなったのは、ビル火災と産業施設の火災である。昭和30年代になると、都市部にはようやくビルが建ち並ぶようになってきたが、それ以前の日本にはビルそのものが少なく、大型ビルが中庭タイプの開放的な造りであったためもあり、ビル火災の経験も、ビル火災によつて多数の死者が亡くなる経験も少なかった。このため消防法や建築基準法などの防火法制も、近代的なビル火災に対応したものになっていなかった。そのような中、昭和30年前後から劇場火災、病院火災など大きな被害が出る



新潟地震で炎上した石油タンク (昭和39年)

る火災が目立つようになり、昭和33年2月の東京宝塚劇場火災（死者3名）などを契機に昭和34年に建築基準法が改正され、防火関係規定が大幅に強化された。また、戦後経済の復興から高度経済成長へと向かう中で重化学工業が著しく発展し、各地に次々に石油化学コンビナートが建設されるとともに、石炭から石油へとエネルギー革命が進行したが、これに伴い産業施設における火災や爆発事故なども相次いだ。産業施設の火災の場合は犠牲になるのが工場関係者が多いため、一般の人の記憶に残っている事故は少ないが、当時の資料を見ると、死者が10人以上にもなる化学工場等の火災や爆発事故が頻発

(近代消防99年1月号)

しており、現在とは比較にならない貧弱な防災水準であったことが窺える。昭和34年の危険物規制の改正、昭和35年の消防設備規制や防火管理制度の改正などは、このような時代の流れの中でいわば必然的に行われたものと考えられる。また、消防の対応力については、消防力の基準（昭和35年制定）こそまだ市街地大火的防止を中心としたものだったが（消防力の基準に中高層建築物対応の規定が追加されるのは昭和46年6月）、大都市の消防ではビル火災対策や危険物火災対策などを念頭に置いて消防力の機械化の推進や消防戦術の研究などが活発に行われるようになるなど、都市化の時代に向けて新しい動きが出てくるのである。

【参考文献】

- (1) 消防白書（平成9年版）
- (2) 日本消防百年史
- (3) 消防研究所30年史
- (4) 国家消防本部機関誌「消防」昭和30年特集号
- (5) 消防組織法の解説
- (6) 国家消防本部機関誌「消防」昭和27年第3巻第7号
- (7) わが国の火災の実態と消防の現状（昭和33年版）
- (8) 危険物規制100年の変遷
- (9) 自治体消防40年の歩み

(次号に続く)